

三 企 第 号  
平成 27 年 2 月 16 日

三田市市政への市民参加  
推進委員会委員長 様

三田市長 竹 内 英 昭

諮問書（案）

1 諮問事項

- (1) 三田市市政への市民参加条例（以下「市政参加条例」という。）の運用状況及びその評価に関すること。
- (2) 市政参加条例及びこの条例に基づく規則の見直しに関すること。
- (3) その他市政への市民参加の推進に関すること。

2 諮問理由

三田市における市政への市民参加の手続きなどを定める市政参加条例が平成27年1月1日から施行されました。

市政参加条例は、市政への市民参加が市民の多様な意見等を市政に活かすことを期して行われること及び施策等の内容に応じて適切な時期及び方法により行われることを基本原則としています。

市政への市民参加が適切になされ、市民主体のまちづくりが推進されるためには、市長等が施策等に応じて適切に市民意見を聴く手続を設けるなど、市長等の市政参加条例の趣旨に沿った不断の取り組みが欠かせません。

つきましては、市政参加条例が適切に運用されているか検証いただくとともに、必要に応じて市政への市民参加制度の見直しについてご提言をいただきますようお願いいたします。